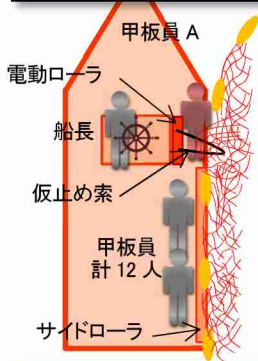


事例4 揚網作業中にローラに手が挟まれた事故

ローラを回転させた状態で仮止め索に網を掛けようとし、ローラに手を挟まれて負傷

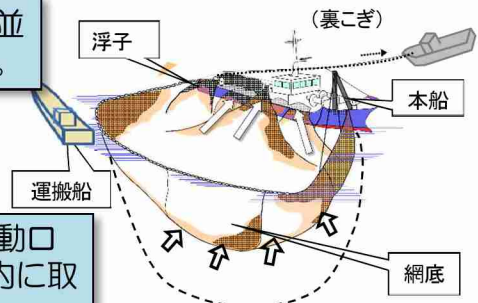
事故の概要：本船（総トン数19トン）は、まき網船団の網船で、船長および甲板員Aほか甲板員12人が乗り組み、揚網作業中、平成30年2月22日22時30分ごろ、甲板員Aが右手をローラに挟まれて右上腕切断などの重傷を負った。

本船は、13人の甲板員が右舷側サイドローラに沿って並び揚網を行い、魚群を集める作業の終盤に差し掛かった。



甲板員 A は、操舵室右舷甲板で、電動ローラを操作し、網の緩んだ部分を船内に取り込んでいた。

甲板員 A は、網を仮止め索に引っ掛けた後、電動ローラを回転させて巻き込みを始めた。



甲板員 A は、仮止め索に網を引っ掛けて電動ローラを回転させて網を電動ローラに巻きこんだのち、取込み作業（電動ローラを逆転させて網を電動ローラから外して甲板に取り込む作業）を繰り返し行っていた。



甲板員Aは、仮止め索から網が外れ落ちたので、網を右手で持って回転中の電動ローラの仮止め索に引っ掛けようとしたところ、網と共に右手が電動ローラに巻きこまれた。

甲板員 A は、取込み作業を1人で行わないよう船長から指示されていたが、作業人数が少ないと思い、**気を遣って1人で作業を行っていた。**



船長は、甲板員 A の作業場所が死角になる操舵室の操縦席で、揚網状況を確認しながら裏こぎ船に操船方法を指示しており**甲板員 A の作業状況を把握していなかった。**

原因：本事故は、夜間、甲板員Aが、取込み作業中、電動ローラを回転させた状態で仮止め索に網を引っ掛けようとしたため、右手が網と共に同ローラに巻き込まれたことにより発生したものと考えられる。

- 電動ローラで網の取込み作業を行うに当たり、仮止め索に網を引っ掛ける際には、ローラの回転を停止させること。
- 船長は、乗組員の作業状況を把握し、危険な作業を行わないよう注意喚起または指導すること。
- 電動ローラで網の取込み作業を行う場合、可能な限り、2人態勢で作業を行い、異常があった際にはローラの回転を直ちに停止できる作業体制をとることが望ましい。

本事例の調査報告書は当委員会ホームページで公表しております。(2019年2月28日公表)
https://www.mlit.go.jp/jtsb/ship/rep-acci/2019/MA2019-2-16_2018yh0020.pdf